

厚生労働省発基労第0311001号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」
について、貴会の意見を求める。

平成21年3月11日

厚生労働大臣 舛添 要一

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 中小企業労働時間適正化促進助成金の廃止

中小企業労働時間適正化促進助成金を廃止するものとする。

第二 社会復帰促進等事業等に要する費用に充てるべき額の限度の改正

社会復帰促進等事業（特別支給金の支給に関する事業を除く。）に要する費用及び労働者災害補償保険事業の事務費に充てるべき額について、その限度として定められている労働者災害補償保険に係る労働保険料の額及び労働保険特別会計の労災勘定の積立金から生ずる収入の額並びに同勘定の附属雑収入の額及び同会計の徴収勘定からの繰入附属雑収入の額（厚生労働大臣が定める基準により算定した額に限る。）の合計額に対する割合を、百十八分の十八（現行百二十分の二十）とするものとする。

第三 施行期日等

一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。

二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。